

『歌経標式』所用仮名二題―比隄利ヒテリ（一人）と比都ヒツ（一人）―

西崎 亨

—

『歌経標式』（查体有七）中に、

愛弥詩比隄利二句 毛々那比都三句 比苦破伊

倍登毛四句 多牟伽比毛勢受五句

可謂於佐伽那流一句 愛弥詩比隄利二句

既無頭而有尾 故名為無頭

なる句がある。沖森卓也他著『歌経標式 影印と注釈』^①は、「えみしをひだり ももなひと ひとはいへども たむかひもせず おさかなる えみしをひだり と謂ふべし」と訓読し、次の様な注釈を加えてある。（要旨）

- ① 「隄」は濁音仮名。「ひだり」は一人の意で、「ひだりももなひと」は一騎当千の意。
- ② この歌は『日本書紀』に基づいて、万葉仮名字母を書き換えた可能性がある。
- ③ 「都」は本書ではツの音仮名であるが、この例のみ乙類の「ト」である。

④ 本書では、基本的にトの甲乙の書き分けが認められ、「都」は上代においてト甲類の音仮名として用いられるので、この用字は問題（研究編参照）^②

因みに、『日本書紀』歌謡は、大野晋『上代假名遣の研究 日本書紀の假名を中心として』の本文篇によって示すと次の如くである。

愛瀨詩烏毗儂利 毛毛那比苔 比苔破易陪迺毛 多牟伽毗毛勢備

本稿で問題とする、『歌経標式』の「比隄利」「比都」については、『日本書紀』歌謡には「毗儂利」「比苔」とある。

「儂」字は、内轉宕撰第三十一宕韻去声所屬字で、清音仮名とする大野晋説、濁音仮名とする大野透説があるが、『日本書紀』等の所用例等から濁音仮名に用いられるのが普通であろう。因みに「ダ」は漢音である。

「苔」字は、外轉蟹撰第十三哈韻平声所屬字で、『日本書紀』では、乙類清音仮名の所用例が二十数例認められる。

『日本書紀』歌謡に見える「毗儂利」「比苔」は、「ひだり」「ひと」である。

本稿では、『歌経標式』の所用仮名「隄」「都」については、「だ」「と」の仮名とみることに疑問を呈する。和語「ひてり（一人）」「ひつ（人）」についての小考である。

二

『歌経標式』中には、仮名「隄」字は、

① 比岐々利伊隄須（挽き伐り出す） 139・141

② 非隄比等（飛驒人） 70

③ 比隄利（二人） 109・111

のように、「比隄利」の二例を含めて、三語五例しか見られず、「出す」「飛驒」「一人」の語（三語の釋文―漢字表記―は、『歌経標式 影印と注釈』の訓読文による）は、上記の例のみで他の用字例は見られない。③の「一人」は、今はおくとして、①②の「いだす」「ひだ」の場合の「隄」字は、濁音仮名「ダ」とし、問題はないようにも思われる。

仮名「都」字については、

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 古麻都（小松） 59 | ② 旨羅都由（白露） 34 207 210 |
| ③ 他都他夜麻（竜田山） 53 223 | ④ 都可羅旨（疲らし） 77 81 |
| ⑤ 都紀（月） 66 | ⑥ 都岐（搗き） 138 140 |
| ⑦ 都俱（着く） 151 | ⑧ 都俱旨（尽くし） 240 |
| ⑨ 都利（釣） 172 | ⑩ 都利不祢（釣舟） 174 |
| ⑪ 婆都勢（泊瀬） 170 | ⑫ 婆麻々都（浜松） 124 |
| ⑬ 比岐都（引津） 189 192 | ⑭ 比都（人） 109 |
| ⑮ 与都（四つ） 139 142 | |

以上の一五語二二例の「都」字は清音仮名「ツ」の例とする。

- | | |
|---------------|-------------|
| ⑯ 旨都俱（沈く） 239 | ⑰ 他都（鶴） 147 |
|---------------|-------------|
- の二語二例の「都」字は濁音仮名「ヅ」の例とする。

清音仮名の一五語のうち、「都」以外の用字の例には「ひと」（比苔 109・比等 133・133）が見られる。因みに、「等」字の所用例には、「御等（如）・己等己等耳（悉に）・等俱（解く）・等旨（年）・等婢古延（飛び越え）・等母（臚）・等与美（響み）・等利（鳥）・夜摩等（大和）」等の例が見られる。「苔」字の例は、前に示す「比苔（人）」の一例のみで

「等」字は、外轉第十三開蟹撰海韻所屬字で、乙類清音仮名であり、「比等」を含めて「等」仮名を含む各語は、特殊仮名遣いに一致する。因みに、「都」字は甲類清音仮名であり、「比都」を「ひと」と訓む場合、特殊仮名遣いの用法に一致しない。

前掲『歌経標式 影印と注釈』は、「比都」について、「『都』は本書ではツの音仮名として用いられているが、この例のみト乙類相当に用いられている。本書では基本的にトの甲乙の書き分けが認められ、『都』は上代ではト甲類の音仮名として用いられた例がある点からも、この用字は問題視される（研究編参照）」としている。ところで、『歌経標式 影印と注釈』に「研究編」は見られない。因みに、『歌経標式 注釈と研究』には見える。

三

1、仮名「隄」字

「隄」字は、外轉第十三蟹撰齊韻所屬字で、『廣韻』には、杜奚切とある。

大塚毅『万葉仮名音韻字典』には、「隄」字がア列音「ダ」と、エ列音「テ」に見られる。「テ」については、『歌経標式』の「非隄比子^{ヒテヒコ}」を例示して、「他に用例は見当たらない。」とする。「ダ」については、「非隄比子能^{ヒテヒコノ}」（風土記）「比岐々利伊隄須^{ヒキキリイダス}」（歌経標式）、「比隄利^{ヒダリ}」（延喜式）を例示して、「元来、この齊韻は〔ㄷ〕（漢音）と〔ㄷ〕（呉音）の両音がわが国に行われている。」としている。

大野透『萬葉假名の研究』には「アイの韻形の呉音に相當する假名としては歌経標式の隄^ダの例のみである」（37頁）とあり、『續萬葉假名の研究』の「歌経標式」（91頁）の「ダ」の条に「隄は非隄（遊風病）・比隄利（無頭有尾・2

例)・伊隄須(謹警)に見え、……」とある。

ところで、「隄」字は、外轉第十三開蟹撰齊韻平声所属字である。

齊韻の音を藤堂明保・小林博『音注韻鏡校本』によると、「 $\text{e} \rightarrow \text{e}$ 」と見え、一般的には、齊韻所属字はエ列音とされるものである。

外轉第十三蟹撰所属の「齊(平声)」韻、「齊(上声)」韻、「齊(去声)」韻所属字について、その仮名を『万葉仮名音韻字典』によって確認すると次のようになる。因みに、「齊(上声)」韻、「齊(去声)」韻も「 $\text{e} \rightarrow \text{e}$ 」である。

齊韻 鷄(ケ) 谿(ケ) 奚(ケ) 覓(ゲ) 西(セ) 栖(セ) 齊(セ) 弓(テ) 低(デ) 底(テ) 堤(テ) 梯(テ)
提(デ) 題(テ・デ) 泥(デ) 泥(ネ) 輦(ヘ) 迷(メ) 黎(レ)

齊韻 啓(ケ) 稽(ケ) 洒(セ) 弟(デ) 禰(ネ) 米(メ) 禮(レ)

齊韻 翳(セ) 慧(エ) 恵(エ) 係(ケ) 計(ケ) 剂(セ) 細(セ) 第(デ) 諦(テ) 閉(ヘ) 謎(メ) 戻(レ)

因みに、右に示した三八字のうち、「慧」字、「恵」字の二字のみが、外轉第十四合蟹撰に所属する。「齊(上)」韻、「齊(去)」韻は、『音注韻鏡校本』によると、「 $\text{uei} \rightarrow \text{uei}$ 」とある。

「齊(平)」韻、「齊(上)」韻、「齊(去)」韻所属字の、「隄」字以外のア列音には、

齊韻 禰(ナ) 米(マ)

イ列音には、

齊韻 西(シ) 泥(ヂ)

齊韻 禰(ニ)

が、確認される。

『萬葉假名の研究』には、エ列音では齊韻の栖(セ)・齊(セ)・底(テ)・梯(テ)・題(テ・デ)・聲(ヘ)、齊韻の啓(ケ)・稽(ケ)・洒(セ)、霽韻の翳(セ)・慧(エ)・係(ケ)・剂(セ)・細(セ)・第(デ)・諦(テ)・戻(レ)については見られない。但し、齊韻の「鼈」字については「ベ」の仮名として見える。

『萬葉假名の研究』には、「禰」字は「ネ」、「米」字は「メ」の仮名として、「西」字は「セ」、「泥」字は「デ」の仮名として見え、ア列音の「隄」字については、「ダ」の仮名として見えるが、「禰(ナ)」「米(マ)」、イ列音の「西(シ)」「泥(ヂ)」「禰(ニ)」は見られない。

「齊(平)」韻、「齊(上)」韻、「霽(去)」韻所属字のウ列音・オ列音の仮名は確認されない。

齊韻「隄」字は、前に記したように、「他に用例は見当たらない」に続けて、「殊更に、提・低・氏などの仮名を避けて、常例を破って用いた」とあるが、「常例を破る」理由に触れる事は無い。

ア列音の「禰」字については、『萬葉假名音韻字典』は「比等母禰能」(萬葉集・五・877)を例示する。『日本古典文学全集萬葉集』は「ひとつもねの」(頭注・未詳。ヒトミナ転かという。)と訓む。更に考える必要はあるが、エ列音の例となる。「米」字についても、「久米社」(風土記)の一例を例示する。本例も「久米」とみる事も可能で有る。だとすると、齊韻のア列音の例はなくなる。

イ列音の「禰」字については、「和我可敝流刀禰」(萬葉集・二十・4395)の一例を例示する。

『萬葉假名音韻字典』の中で、「方言を『トニ』を『トネ』と訛った。」可能性を示す。東国方言としての「トネ」の可能性を云々すれば、イ列音として示される「禰」字は、エ列音としての処理が可能である。イ列音の「西(シ)」「泥(ヂ)」について、例示されたものの、エ列音としての処理については、後考を俟たなければならないが、「齊(平)」韻、「齊(上)」韻、「霽(去)」韻所属字は、基本的にエ列音の仮名と見られよう。大野透『萬葉假名の研究』の説は参考と

なる。

ところで、「隄」字は、「つつみ」の意味で、「隄 本作堤」（禮月令釋文）とみえ、「堤」字は、「提 段借為堤」、また、『集韻』には、「隄 博雅 隄封 都凡也 或从土 通作提」と見える。「隄」字、「提」字、「堤」字の音は、『廣韻』には、都奚切、都奚切、杜奚切とあり、韻は「*eg*」で字音としては相互に相通するものである。

ア列音「ダ」の音仮名としての「隄」字の用字に、特に問題があるわけではないが、齊韻所屬字であることに鑑み、エ列音「デ」のみで処理する方向で再考の必要があると愚案する。

『歌経標式 注釈と研究』の研究編の「言語資料としての『歌経標式』」に、

「隄」を万葉仮名として用いた例が他にないところからも、「隄」は「陀」の異体字である「陁」の草体の誤認である可能性が極めて高い

とある。確かに、「陀」字の異体字「陁」字、「隄」字には、

陁

（聖武天皇・雜集）

陁

（明・倪元路）

の様な草体の字様の存することを見れば、誤認の可能性はあるうが、誤字説は不用意には採らないこととする。

2、仮名「都」字

沖森卓也氏は「言語資料としての『歌経標式』」（『歌経標式 注釈と研究』）において、「毛毛那比都」に拘わって次の様に書かれる。

この「都」は本書ではツの音仮名として用いられているから、「ももなひつ」と読むのが穏当であろう。本書に挙

げられた証歌の特徴として、短歌の第三句の第五句の尾字とが本韻として押韻していることが認められる。当該歌が無頭有尾の歌であっても、「ももなひと」は第三句相当であって、従って、第五句「多牟伽比毛勢受」の「受」と押韻するために、『日本書紀』の「苔」を「都」に書き換えたように思われる。かりに万葉仮名として「苔」字を避けたとするならば、第四句の「比苔」の箇所も別字でなければならず、また、単に音節下の書き換えならば、トの甲乙の異例が認められない本書では「止」や「等」が用いられたのではなからうか。

ところで、当該箇所を「注釈」部分では、

「都」は本書ではツの音仮名として用いられているが、この例のみト乙類相当に用いられている。本書では基本的にトの甲乙の書き分けが認められ、「都」は上代ではト甲類の音仮名として用いられた例がある点からも、この用字は問題視される。

のように記述されている。

「毛毛那比都」の「都」字を、沖森論文では「つ」の仮名とし、「ももなひつ」と訓読するのが穏当としながらも、同一書の注釈では「と」との仮名し、訓読文も「ももなひと」とする。

「都」字は、内轉第十二遇撰模韻所屬字で、『廣韻』に當孤切とある。韻は〔○〕である。

本書の「都」字は例外なく「ツ」の仮名であり、「比都」の例のみ、乙類トとしての用字とする見解（前掲書の注釈）は全く根拠がない。因みに、乙類のトとして、本書には「等」「止」「苔」が見え、「比等」の例も見られる。

当該歌の「毛毛那比都」の部分が、『日本書紀』には「毛毛那比苔」とあり、「苔」字が「都」字になっていることに
ついで、

……。本書に挙げられた証歌の特徴として、短歌の第三句の尾字と第五句の尾字とが押韻していることが認められ

る。当該歌が無頭有尾の歌であっても、「ももなひと」は第三句相当であって、従って、第五句「多牟伽比毛勢受」の「受」と押韻するために『日本書紀』の「苔」を「都」に書き換えたように思われる。かりに万葉仮名として「苔」字を避けたとするならば、第四句の「比苔」の「苔」の箇所も別字でなければならず、また、単に音節トの書き換えならば、トの甲乙の異例が認められない本書では「止」や「等」が用いられたのではなからうか。

と、「言語資料としての『歌経標式』」にみえる。因みに、『歌経標式』中には、乙類トの仮名としては、「止」「等」「登」「苔」が見られる。本書の「比都」の「都」字を乙類トとする根拠はなく、「ヒツ」と訓むのが妥当であろうと思われる。

次に、「人」字の和訓「ヒツ」の可能性を考えてみたい。

- ① 邊鄙 アツマウト
アツマツト 東人 俗用之 (前田家本『色葉字類抄』下28ウ)
 - ② 邊鄙 アツマヒト
ヘンヒト (前田家本『色葉字類抄』上52ウ)
 - ③ 邊一(鄙) 川云師説 阿都末豆(平平濁平平) (凶書寮本『類聚名義抄』181一)
 - ④ 邊鄙 訓阿豆
萬豆 (『倭名類聚鈔』卷二6)
 - ⑤ 邊一(鄙) アツマトヒト (觀智院本『類聚名義抄』法中二七)
- 等々と見られる「アツマウト」は「アツマヒト」の音便化した語形。『名義抄』の「アツマト」は、「アツマ(ヒ)ト」と訓まれているが、それに準じて考えれば、「アツマツ」は「アツマ(ヒ)ツ」と訓まれるものであろう。また、
- ⑥ 棺 ヒトキ (上上上) (觀智院本『類聚名義抄』佛下本一〇一)
 - ⑦ 棺 ヒツキ 樞 同 (前田家本『色葉字類抄』下94ウ)
 - ⑧ 棺 和名比止岐 (『倭名類聚鈔』卷十四20)

⑨ 棺 人木

(天治本『新撰字鏡』394)

「棺」字の「人木」(『新撰字鏡』)の用字、和語「ヒトキ」「ヒツキ」等を視野に見るとき、「人」字に和訓「ヒツ」を当てることがあっても問題は無いと思われる。

「ヒダリ(一人)」「ヒト(人)」と訓読する『歌経標式 影印と注釈』の「隄」「都」字を小考し、「ヒテリ」「ヒツ」と訓読することについての小考である。「隄」字を仮名「テ(デ)」とすれば、「伊隄須」「比隄」の「イデス(出)」「ヒデ(飛驒)」についての再考も必要にはなる。後考を俟ちたい。

注

(1) 「おうふう」平成二十年刊。本書の母体は、『歌経標式 注釈と研究』(桜楓社・平成五年)である。『歌経標式 影印と注釈』の本文中に「研究編参照」とある箇所が存するが、「研究編」はない。因みに、『歌経標式 注釈と研究』には見られる。

(2) 「研究編」は、『歌経標式 注釈と研究』には見られるが、本書には見られない。

(本学教授)